新たな水田政策（コメの中長期対策）について（案）
―詳細設計―

農林水産省

目次

１．コメの生産性向上支援・・・

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

コメの生産性向上支援

主食用米
（業務用米）

主食用以外のコメ
（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米等）

①生産性向上の取組への支援

②より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援

①支援対象：生産性向上の取組（効率的施肥、高温耐性品種等）
②支援対象：より大きく生産性向上にチャレンジする取組
（直播、再生二期作等）

※**実需者等**との**事前契約**が要件

※支援単価は、コメの**用途によらず一律**とし、農業者の努力が報われるものとなるよう設定
ただし、米粉用米、飼料用米については、別途支援を実施

詳細

【①生産性向上の取組への支援】

＜対象品目＞
加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米

＜支援対象＞
以下の取組から３つ行う農業者
- 効率的な施肥（他作業と同時に施肥を行う側条施肥等）
- 高温耐性品種の作付け
- 多収品種の作付け
- スマート農業技術の活用（自動草刈り機等）
- 高密度播種育苗栽培　　等

＜その他要件＞
- 加工業者等の実需者との事前契約を６月末までに締結すること。契約事項には、年産毎の販売契約数量、作柄等の影響による契約数量の変更に関する事項、取引価格又は取引価格の設定方法、契約不履行時の違約条項等を含むものとする。
- 畑で生産される米は除く。

【②より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援】

＜対象品目＞
加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、業務用米など

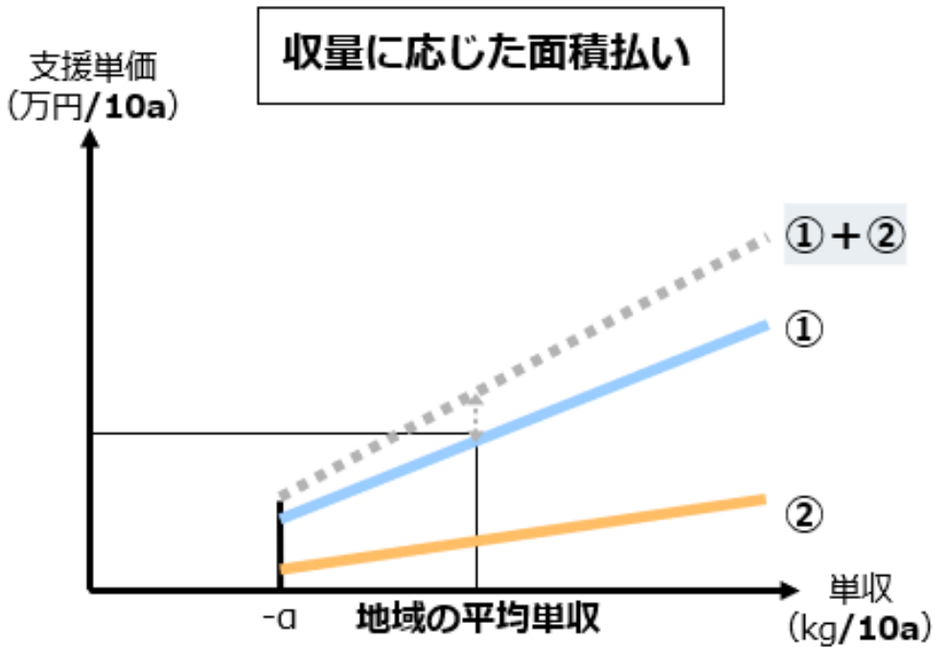
＜支援対象＞
以下の取組から１つ行う農業者
- 直播栽培
- 極多収品種の作付け
- 担い手が集約化農地で取り組む更なる生産性向上の取組（※）等

（※）水稲15ha以上を作付けする認定農業者等のうち、
前年産から一定以上集約が進んだ者
対象の取組：集約の結果１ha以上に連坦化された農地において、
①の生産性向上の取組の中から１つ実施

＜その他要件＞
- 加工業者、輸出事業者、中食・外食事業者等の実需者との播種前契約を３月末までに締結すること。契約事項には、年産毎の販売契約数量、作柄等の影響による契約数量の変更に関する事項、取引価格又は取引価格の設定方法、契約不履行時の違約条項等を含むものとする。
- 畑で生産される米は除く。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

コメの生産性向上支援



※　単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。
　なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

詳細

【①生産性向上の取組への支援】

＜支援単価＞

ア　地域の平均単収の場合：〇円/10a
イ　地域の平均単収－〇kg/10aの場合：〇円/10a
ウ　地域の平均単収から〇kg/10aを減じた値に満たない場合：支援を行わない

＜地域の平均単収＞

（１）作柄表示地帯別の単収を基本とする。（用途共通）
　ただし、特例として、以下の条件の下で、各都道府県の判断により、地域の平均単収を細分化する設定を可能とする。
①　設定する単収について、その確からしさが確認でき、かつ作柄表示地帯別の単収と整合的であること
②　都道府県との連携のもと、単収向上に向けた取組が当該市町村等において実施されること

（２）直近５中３（直近５年中の最高年と最低年を除いた３年の平均）により算出する。

【②より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援】

＜支援単価＞

ア　地域の平均単収の場合：〇円/10a
イ　地域の平均単収－〇kg/10aの場合：〇円/10a
ウ　地域の平均単収から〇kg/10aを減じた値に満たない場合：支援を行わない

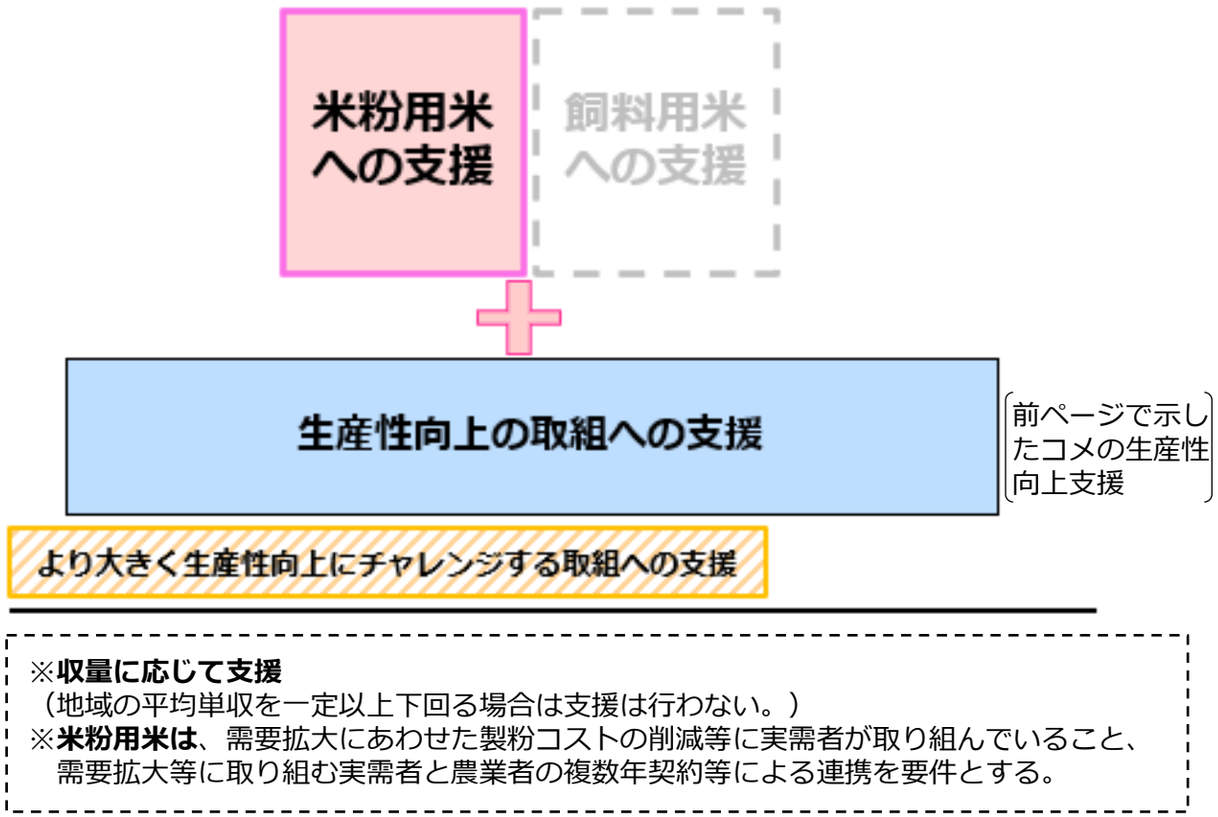
＜地域の平均単収＞

「①生産性向上の取組への支援」と同じ。

※災害等のやむを得ない事情により単収が地域の平均単収から〇kg/10aを減じた値に満たなくなった場合には、その支援単価は、①は〇円/10a 、②は〇円/10aとする。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

米粉用米に対する特別支援



※**収量に応じて支援**
（地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。）
※**米粉用米は**、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に実需者が取り組んでいること、需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とする。

詳細

【米粉用米に対する特別支援】

＜対象品目＞

米粉用米（一般品種/専用品種を問わない）

＜支援対象＞

コメの「①生産性向上の取組への支援」を受ける農業者のうち、需要拡大に合わせた製粉コストの削減等に取り組む計画を有する実需者との間で、直接又は集荷団体を通じて間接に複数年契約を６月末までに締結し、米粉用米を生産する農業者

契約事項には、年産毎の販売契約数量、作柄等の影響による契約数量の変更に関する事項、取引価格又は取引価格の設定方法、契約不履行時の違約条項等を含むものとする。

＜その他要件＞

農業者が、その締結した複数年契約を正当な理由なく履行しなかった場合には、当該農業者は複数年間の米粉用米特別支援の支援対象外とする等の契約遵守措置を設ける。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

詳細

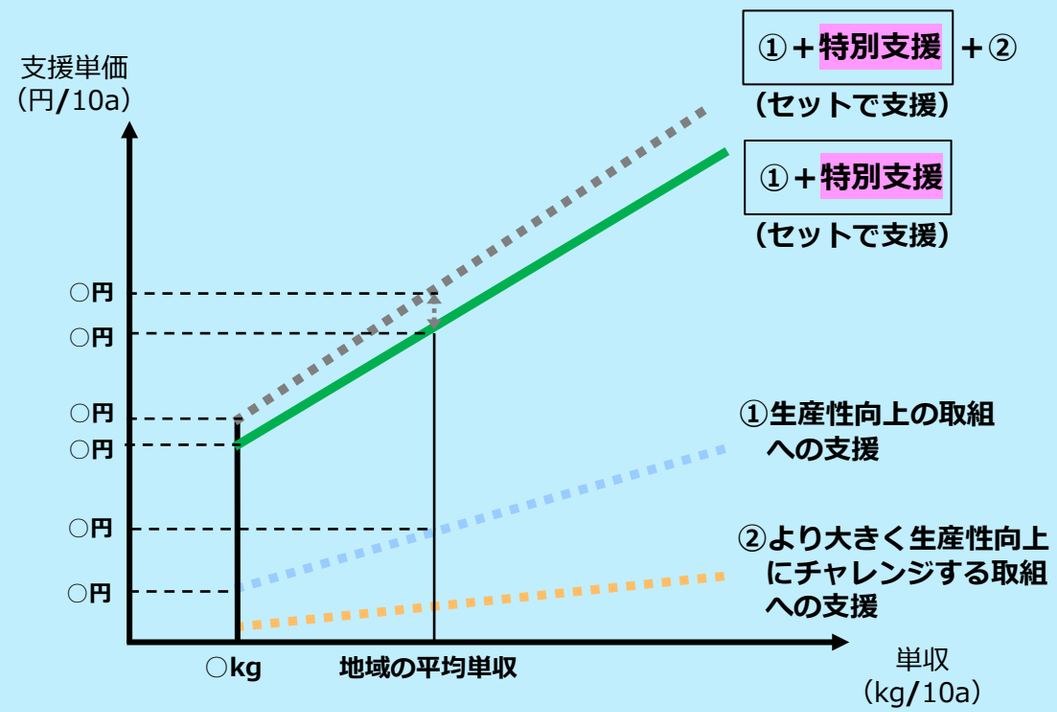
米粉用米に対する特別支援

【米粉用米に対する特別支援】

＜支援単価＞
コメの「①生産性向上の取組への支援」に加えて以下の特別支援
ア　地域の平均単収の場合：〇円/10a
（※ コメの「①生産性向上の取組への支援」と合わせて、〇円/10aとなる。 ）
イ　地域の平均単収－〇kg/10aの場合：〇円/10a
ウ　地域の平均単収から〇kg/10aを減じた値に満たない場合：
支援を行わない
※災害等のやむを得ない事情により単収が地域の平均単収から〇kg/10aを減じた値に満たなくなった場合には、その支援単価は〇円/10aとする。

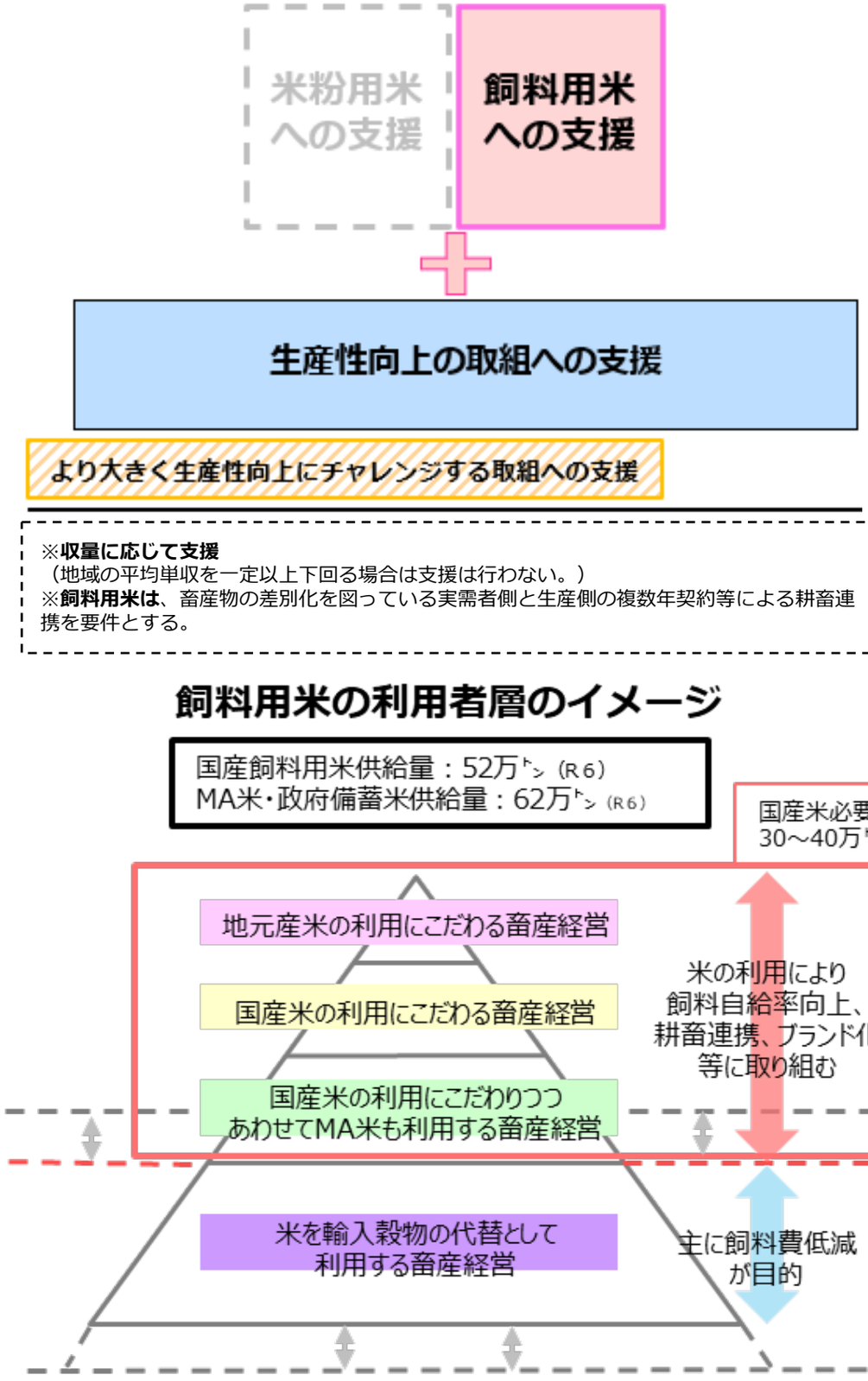
＜地域の平均単収＞
コメの「①生産性向上の取組への支援」（２ページ）と同じ。

米粉用米に対する特別支援のイメージ



新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

飼料用米に対する特別支援



詳細

【飼料用米に対する特別支援】

＜対象品目＞

飼料用米（一般品種/多収品種を問わない）

＜支援対象＞

コメの「①生産性向上の取組への支援」を受ける農業者のうち、以下のいずれかの者

（１）以下Ａ又はＢの複数年契約を６月末までに締結し、飼料用米を生産する農業者

契約事項には、年産毎の販売契約数量、作柄等の影響による契約数量の変更に関する事項、取引価格又は取引価格の設定方法、納品形態・方法、契約不履行時の違約条項等を含むものとする。

Ａ 農業者が実需者と直接取引をする場合

農業者と実需者（畜産農家、飼料生産組織等。Ｂにおいて同じ）との２者契約

Ｂ 農業者が実需者と直接取引をせず、間接取引をする場合

農業者と集荷業者又は農業者と配合飼料工場との２者契約

（配合飼料の原料米が原則として国産米のものに限る。）

（２）複数年に渡る自家加工販売計画書を６月末までに作成し、飼料用米を生産し自ら利用する農業者

＜その他要件＞

農業者が、その締結した複数年契約を正当な理由なく履行しなかった場合には、当該農業者は複数年間の飼料用米特別支援の支援対象外とする等の契約遵守措置を設ける。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

飼料用米に対する特別支援

詳細

【飼料用米に対する特別支援】

＜支援単価＞

コメの「①生産性向上の取組への支援」に加えて以下の特別支援

ア　地域の平均単収の場合：
　　○円/10a（多収品種）、○円/10a（一般品種）
（※ コメの「①生産性向上の取組への支援」と合わせて、
　　○円/10a（多収品種）、○円/10a（一般品種）となる。）

イ　地域の平均単収-○kg/10aの場合：
　　○円/10a（多収品種）、○円/10a（一般品種）

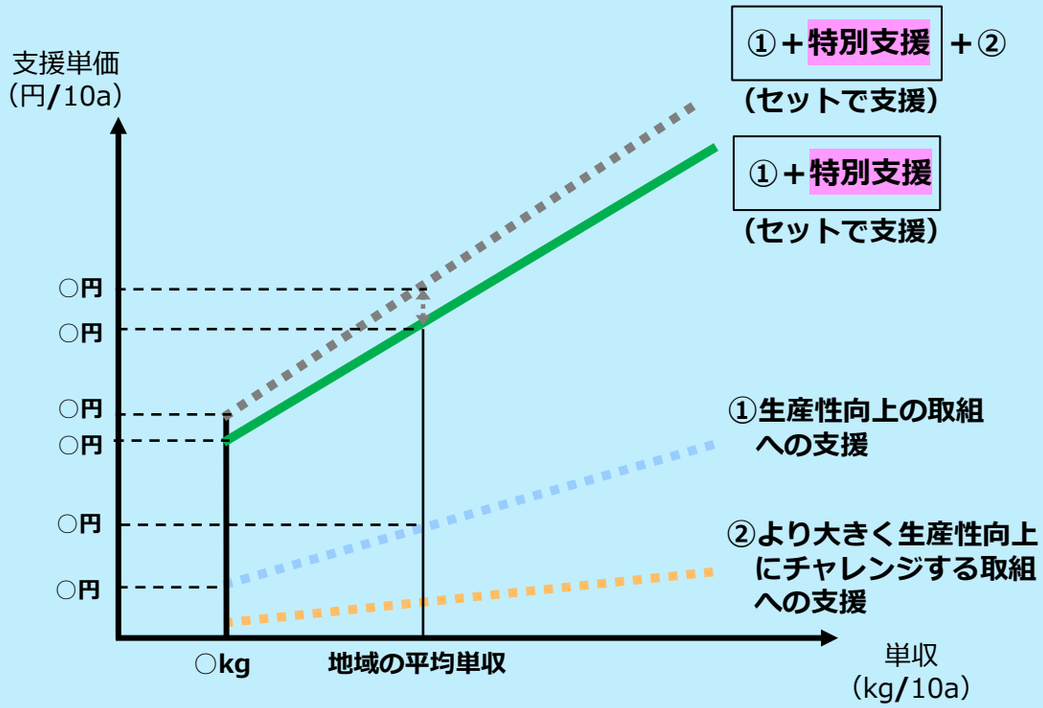
ウ　地域の平均単収から○kg/10aを減じた値に満たない場合：
　　支援を行わない

※　災害等のやむを得ない事情により単収が地域の平均単収から○kg/10aを減じた値に満たなくなった場合には、その支援単価は○円/10a（多収品種）、○円/10a（一般品種）とする。

＜地域の平均単収＞

コメの「①生産性向上の取組への支援」（２ページ）と同じ。

飼料用米に対する特別支援のイメージ

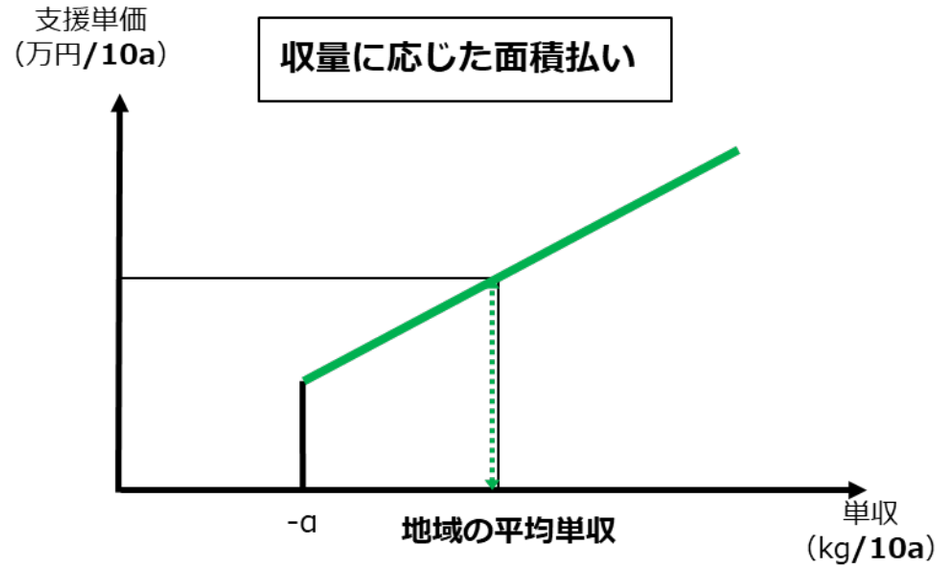


新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

麦・大豆の生産性向上支援

対象作物：
・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
・大豆

支援単価等：
適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、収量に応じた面積払いにより支援
水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、農業者の努力が報われるものとなるよう、それぞれ設定。



※　単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。
なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

詳細

＜支援対象＞
適切な輪作体系や団地化・ブロックローテーションの構築、（田は加えて排水対策）等を実施した上で、以下の取組から２つ行う農業者
・効率的な施肥（他作業と同時に施肥を行う側条施肥等）
・多収品種の作付け
・スマート農業技術の活用（自動草刈り機等）　等

＜支援単価＞
田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、農業者の努力が報われるものとなるよう、それぞれ設定。
ア　地域の平均単収の場合：〇円/10a（田）、〇円/10a（畑）
イ　地域の平均単収の1/〇の場合：
〇円/10a（田）、〇円/10a（畑）
ウ　地域の平均単収の1/〇に満たない場合：支援を行わない
※災害等のやむを得ない事情により単収が地域の平均単収から1/〇に満たなくなった場合には、その支援単価は、〇円/10a（田）、〇円/10a（畑）とする。

＜地域の平均単収＞
（１）都道府県の平均単収を基本とする（支援単価と同様、田・畑それぞれで設定）　。
ただし、各都道府県の判断により、以下とすることができる。
A　北海道について、以下の条件の下で、品目（春まき小麦・秋まき小麦など）ごとの振興局別に平均単収を細分化すること。
・設定する単収について、その確からしさが確認でき、かつ、道単収と整合的であること

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

麦・大豆の生産性向上支援

＜その他要件＞

（１）田において、麦・大豆を連作し、その単収が１周期（最初はＲ９～11の３年、Ｒ12以降は５年ごと）の間に毎年地域平均の８割未満となったほ場は、次の周期から田に含まない。

（２）畑地化したほ場は田に含まない。

（３）二毛作（裏作）については、地理的条件により実施可能地域が限られていることや、現在産地交付金で支援していることを踏まえ、引き続き、産地育成交付金（現行の産地交付金を名称変更したもの）により支援する。

（４）製粉メーカー等の実需者との事前契約、又は実需者との契約に基づく集荷団体との事前契約を６月末までに締結すること。契約事項には、年産毎の販売契約数量、作柄等の影響による契約数量の変更に関する事項、取引価格又は取引価格の設定方法、契約不履行時の違約条項等を含むものとする。

詳細

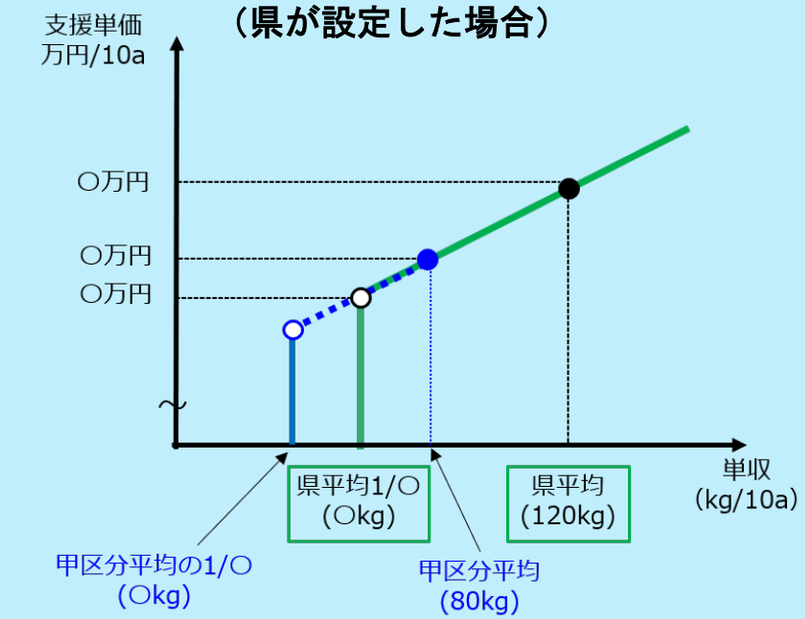
Ｂ「1/〇に満たない場合」の単収（－α）を、以下の条件の下で、当初周期（Ｒ９～11）に限り、振興局など都道府県を一定の区分で細分化し、当該区分の平均単収の1/〇とすること。

①　設定する単収について、その確からしさが確認できること

②　都道府県との連携のもと、単収向上に向けた取組が当該区分において実施されること

その場合の支援単価は、以下の図のとおり、当該都道府県の平均単収に対する支援単価の比で単収に応じて設定する。

県における田作大豆の交付単価のイメージ
（県が設定した場合）



（２）全国平均よりも平均単収が高い都道府県においては、「全国平均」から「都道府県平均」までの間の単収については、「都道府県平均」の単価（〇円/10a（田）、〇円/10a（畑））を適用する。

（３）直近７中５（直近７年中の最高年と最低年を除いた５年の平均）により算出する。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

飼料作物の生産性向上支援

✓ **対象作物：**

・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこしなど
・WCS用稲（飼料用米を除く）
※WCS用稲については、これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたもの。飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促す。

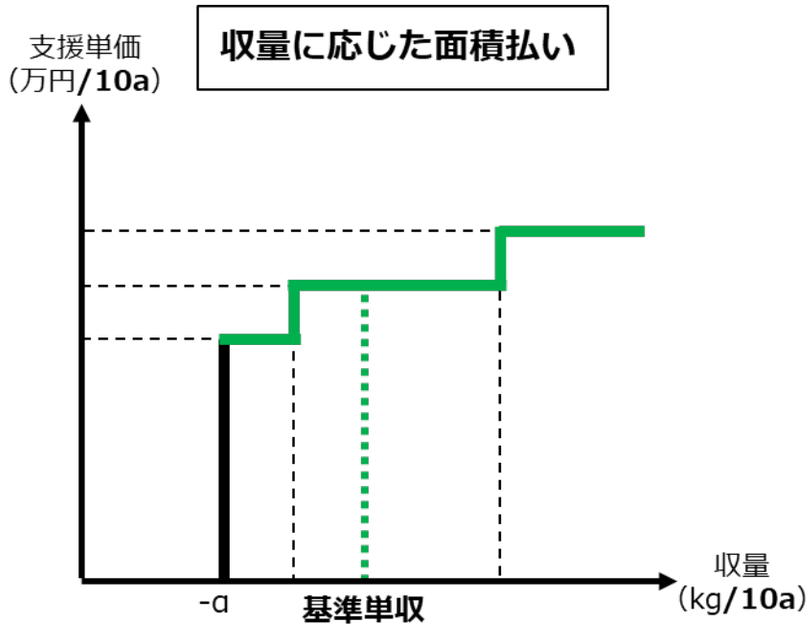
✓ **支援対象者：**

実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み※、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む）

※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善
生産性の高い奨励品種の利用促進
飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化
気候変動・獣害に対応した栽培　等

✓ **支援単価等：**

作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう支援単価を設定。



※　収量はロール数等を確認
※　基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定。
災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮。
なお、基準単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

詳細

＜支援対象＞

【田】実需者との利用供給協定（ほ場、利用形態等を取決め）を６月末までに締結し、以下の生産性向上の取組を１つ実施する飼料生産者（自家利用を含む）
①作物に適した栽培条件の改善（心土破砕など排水性向上等）
②優良品種の利用促進（都道府県が指定する奨励品種の利用等）
③飼料生産組織による作業効率化（コントラクターの活用等）
④省力化技術の利用（スマート農業技術の利用等）
⑤気候変動・獣害に対応した栽培（収穫時期の異なる草種利用等）

【畑】飼養頭数に応じた一定の面積（北海道40a/頭、都府県10a/頭）を有し、以下の生産性向上の取組を２つ実施する、飼料生産を行う酪農・肉用牛経営者又は酪農・肉用牛経営者で組織された飼料生産組織
①栄養収量の高い草種への転換（青刈りとうもろこしへの転換等）
②栄養収量向上のための混播・追播（マメ科牧草等の混播等）
③二期作・二毛作の実施
④多回刈による良質な牧草生産（年３回以上の多回刈り等）
⑤適切な草地更新による地力の改善　等

＜対象品目・支援単価＞

作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう支援単価を設定

田・畑	対象作物	基準単収の〇未満	基準単収の〇以上～〇未満	基準単収の〇以上～〇未満	基準単収の〇以上
田	飼料作物（永年生牧草除く）		〇円/10a	〇円/10a	〇円/10a
	WCS用稲		〇円/10a	〇円/10a	〇円/10a
	永年生牧草		〇円/10a	〇円/10a	〇円/10a
畑	飼料作物		〇円/10a	〇円/10a	〇円/10a

・災害等のやむを得ない事情により単収が基準単収の〇に満たなくなった場合には、その支援単価は、〇円/10aとする。
・WCS用稲は、専用品種への転換を図るため、令和９年度から専用品種種子の安定生産を進めつつ、10年度から13年度まで一般品種の支援単価を毎年〇円/10aずつ引き下げる。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

詳細

飼料作物の生産性向上支援

＜基準単収＞

（１）作物ごとに乾物ベースで設定する。

（２）田は、都道府県別の実績単収をもとに設定する。なお、都道府県の収量データが十分でない等の事情がある場合は、国と協議の上、独自に都道府県で設定可とする。

（３）畑は、作物統計をもとに全国を３区分（北海道、沖縄、その他の都府県）に分類して設定する。

＜収量確認方法＞

以下の簡易な方法により収量を推計する（自ら計測する方法も選択可）。

①申請者は、作付面積、ロール個数、ロールの直径・高さを申告。

②申告された数値を用いて、次の計算式により単収を算出。

単収＝１ロールあたり乾物重量※ × 総ロール個数 ÷ 総作付面積

※１ロールあたり乾物重量は、国が設定する乾物密度×ロールの容積【(直径÷２)^2×π×高さ(幅)】で算出。

※自ら計測する場合は、国があらかじめ示す計測方法に従って計測した結果を確認。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

産地交付金の見直し

都道府県や全国の地域再生協への調査で明らかとなった課題

①都道府県や地域の**設定目標が「作付面積の拡大」に偏在し、生産性・収益性向上や、供給の安定化**といった**効果を評価できる目標がない**
②効果検証を踏まえた支援内容の見直しがされていない
③都道府県への**配分基準に透明性がない**との指摘

対応

①品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する**定量的な目標を設定**
②都道府県や地域による支援の**効果の評価・検証**をし、**PDCA**を適切に行って、**支援内容の随時の見直しを行う**
③客観的指標に基づく**配分の透明化等**を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討

※配分の設定主体は都道府県が基本
※配分方法は、**中山間地域等の条件不利地域に配慮**

詳細

＜配分について＞

１．国から都道府県への配分の考え方
（１）以下の観点に基づき配分する。
①　耕地面積等の客観的指標
（中山間地域に重点的に配分できるよう基準を設定）
②　PDCAの適切な実施による効果の評価・検証結果（※１）
③　①②とは別に、そば・なたねなど国が設定するメニューの取組面積
（２）①の配分の考え方は、食料・農業・農村基本計画の期間に合わせて固定する（最初はR9～11の３年間）

※１：目標設定とPDCAの結果に基づく配分
・生産性・収益性向上等、支援内容に沿った、作付面積以外の定量的な指標も含む目標の設定を義務付ける。
・支援対象品目と目標についても、原則、基本計画の期間を１周期として、その周期中は固定する。
・都道府県が主体となって支援の効果の評価・検証を行い、PDCAを適切に行って支援内容の見直しを行う。
・取組開始から３年経過後、各都道府県における、目標と実績の伸び（支援による成果）を配分に順次反映させる。

２．都道府県から地域への配分は行わない。

※２：支援メニュー等の作成
・都道府県が「産地形成計画（仮称）」や支援メニュー（個票）を作成
（なお、都道府県の判断で、都道府県内を複数ブロックに分割し、ブロックごとに支援メニュー（個票）を設定することも可）

＜支援対象＞
（１）対象農地：水田・畑を問わず、地域計画に位置付けられた農地
（２）対象作物：産地の収益力向上や供給の安定化に向けて支援が必要な品目
・そば・なたねを含む一部の支援メニューについては国が設定する。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し

○　農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じる。

両支払共通

プッシュ型による取組強化	国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化** ○　令和８年度から直ちに**全地方農政局による**カバー率の低い市町村等に対する**働きかけを先行的に開始** ○　**全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進** ○　中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず**個別協定も推進**
返還免除規定の徹底	○　宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や 病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**
一体的実施の推進	○　中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○　中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において**最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択**（集落の選択で**全て個人払いとすることも可**） ○　郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

詳細

両支払共通

＜プッシュ型による取組強化＞

・本年夏から**各地方農政局等による市町村等への取組拡大**（制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）**の働きかけ**（次ページ：別紙）を開始。令和９年度から更に体制を強化するための**定員を要求しており、概算決定時に結論**

＜一体的実施の推進＞

・新たな組織を設けずとも**中山間地域等直接支払の集落協定が多面的機能支払の交付対象となる**ことができるよう、制度や申請様式等を見直す。

・デジタル技術の活用により、申請・報告・集計等にかかる事務負担を軽減する。

・ネットワーク化加算等を活用し、郵便局やＲＭＯ、地域の企業等との連携による**事務局機能の強化を推進**する。

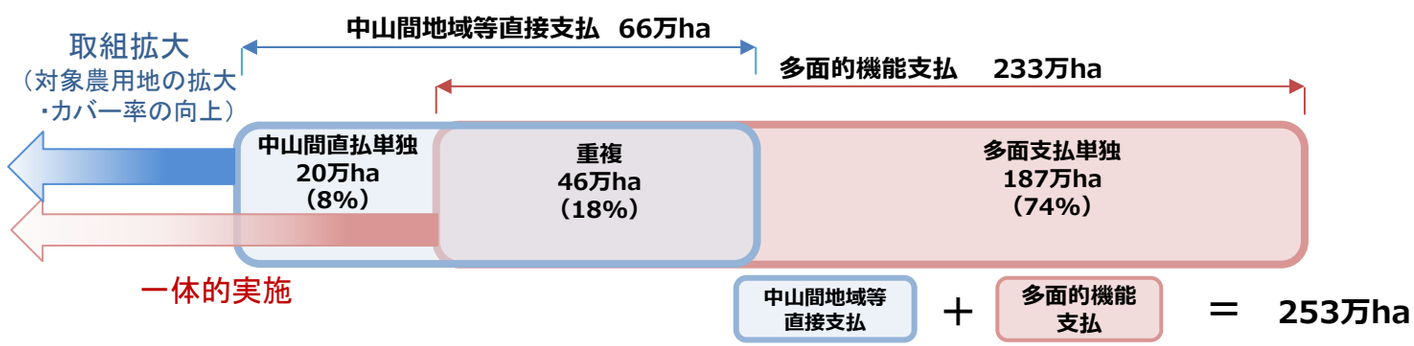
田（急傾斜･緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積 ①※1	実施面積 ②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

※1　9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）

※2　9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和６年度）



（別紙）プッシュ型による働きかけの状況

○　各農政局等において、中山間地域等直接支払について、**未実施集落での活用、緩傾斜の対象拡大、郵便局等と連携した事務局体制の強化**を中心に、**多面的機能支払**の活用と合わせて働きかけ。

＜体制＞　各地方農政局において、チームを組んで対応（北海道は本省が実施）

- **局次長**：全体統括
  - **農村振興部長**：全体統括の補佐
    - **農村計画課（中山間直払担当）**：全体方針の検討、都道府県との調整、中山間地域等直接支払の情報分析・働きかけ
    - **農地整備課（多面支払担当）**：多面的機能支払の情報分析・働きかけ
- **都道府県拠点等**：両事業に関心を持つ市町村の情報収集・提供、市町村とのパイプ役

＜方針＞

①働きかけ先の検討

- 制度の活用状況等から、取組拡大余地のある市町村を整理し、都道府県と働きかけ方針を調整。

②市町村への働きかけ

- 首長等に対し、制度や活用状況を直接説明し、管内の中山間地の現状を踏まえた取組拡大を働きかけ。

③取組方針の合意・サポート

- 相互に連携し、現状・課題を整理し、対応方向（対象農用地基準の見直し、未実施集落の取り込み、事務局体制の整備等）を検討。集落への働きかけなど、取組を農政局がサポート。

＜取組状況＞（９月末時点）

・43道府県と取組方針を合意。**個別には、73市町村の首長等に直接働きかけを実施**し、うち**約半数が取組拡大・強化に前向き**。

※例えば、**取組拡大の方向で合意**した自治体では、**緩傾斜の対象を拡大**するとともに、**地域企業との連携による事務局機能や農地保全活動の強化**に向け、農政局と具体的な調整を開始。

・市町村等の取組拡大を**県レベルでサポートする推進体制**について、本年度中に**20超の道府県に拡大見込み**。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○　**傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地**について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**

詳細

中山間地域等直接支払

＜対象農用地の拡大＞

（１）「**傾斜によらない不利性を有する農地**」は、**以下の２つ以上の観点**からみて、周辺平坦農地と比べてその対応に費用・時間を要するものと**市町村長が認める農地**とする。

〔生産条件の不利性に係る観点〕
- **法面管理**（勾配が急な畑法面等）
- **通作**（通作距離が長い等）
- **ほ場の整備状況**（小区画等）
- **鳥獣害**（鳥獣被害やそのおそれが大きい等）

等

（２）（１）により支援対象とする農地については、拡大後の協定農用地の〇割まで含めることができる。

（３）田から**畑への転換により傾斜要件を満たさず支援対象外となる農地**についても、**（１）・（２）の措置による交付を可能**とする。

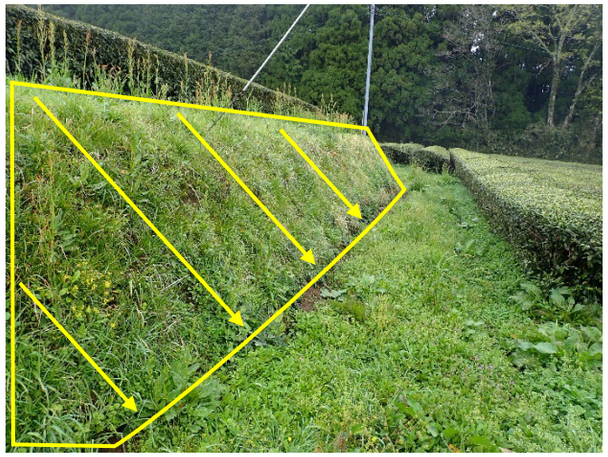
※傾斜要件は、緩傾斜田：0.6度（1/100）以上、緩傾斜畑：８度以上

（別紙）対象農用地の拡大（傾斜によらない不利性を有する農地の例）

＜畑の不利性＞

➢ **法面管理**

階段状に造成された畑団地で法面が急勾配であり、**草刈り作業等の負担が発生。**

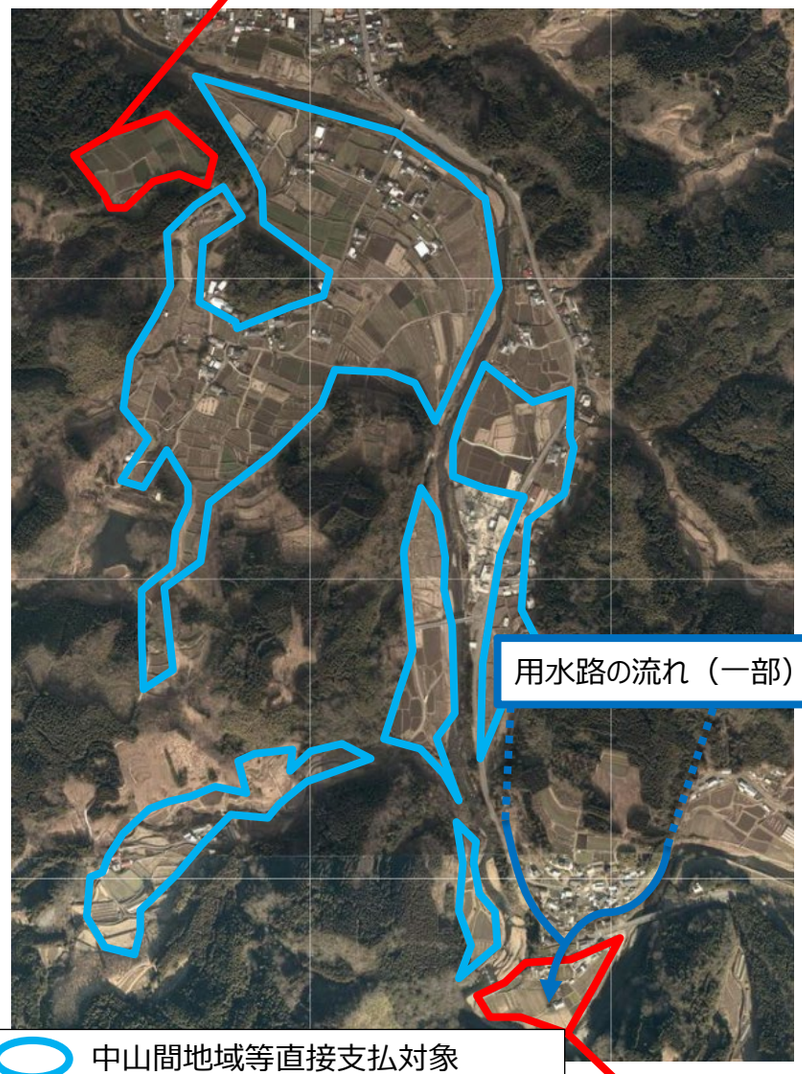


➢ **ほ場の整備状況**

畑に隣接する農道が狭小のため、作業効率が良い農業機械の導入が限定されることから、**農作業に時間を要する。**



中山間直払対象外の畑において、
茶やきゅうり等を作付け



中山間地域等直接支払対象

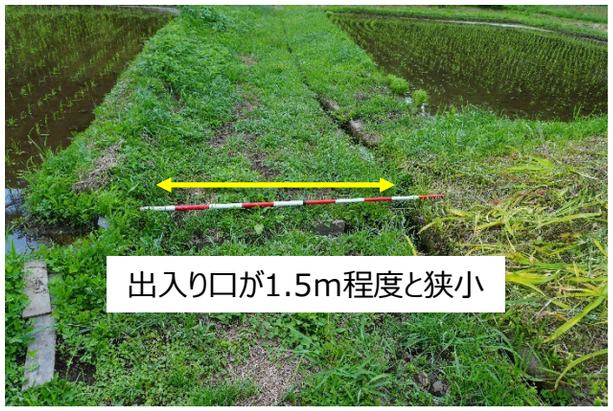
中山間地域等直接支払対象外
（　と共同活動を一体的に実施）

中山間直払対象外の田において、
水稲やWCSを作付け

＜田の不利性＞

➢ **ほ場の整備状況**

10a未満の**小区画の田が多く、出入り口が狭小**のため、作業効率が良い農業機械の導入が限定されることから、**農作業に時間を要する。**



➢ **鳥獣害**

鳥獣被害のおそれが大きいことから電気柵を設置しており、電圧の点検、柵線の断線や支柱の破損の補修等に係る**維持管理負担が発生。**



新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し

中山間地域等直接支払

地方負担の軽減	○　現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	○　**外部人材の確保や先進技術の活用**により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○　地域全体で**長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

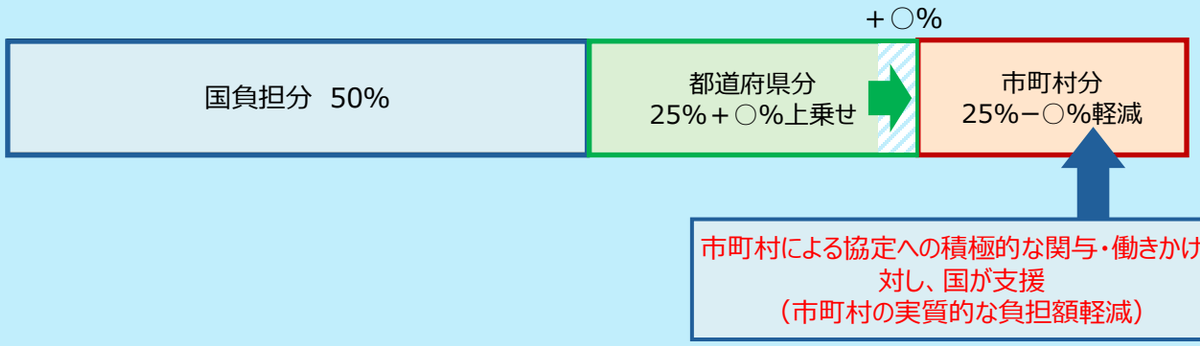
詳細

中山間地域等直接支払

＜地方負担の軽減＞

以下の措置について一体的に調整中。

- 第６期対策（令和11年度まで）において、市町村が加算措置の活用促進等に取り組む計画を策定し、都道府県が加算措置に係る補助率を上乗せする場合には、国が市町村の実質的な負担額を軽減
- 上記措置に合わせた地方財政措置の在り方



多面的機能支払

＜活動組織の支援の充実＞

- **外部人材の確保や先進技術の活用**により作業の省力化を図る取組を支援し推進（○円／人・回：連携実績に応じて交付等）
- 地域全体で**長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

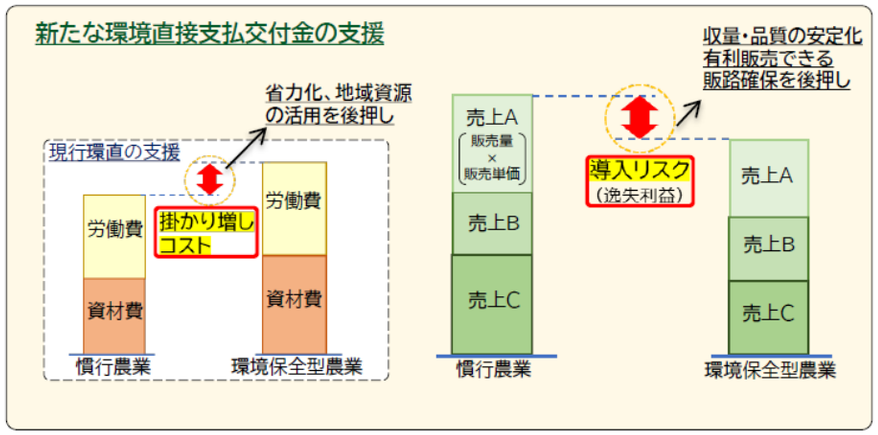
新たな環境直接支払い

◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

（1）支援の考え方

・ みどり認定農業者を対象とする。
・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク（逸失利益）：農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



・事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）
② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）
③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

（2）支援対象取組

支援内容（例）	
① 有機農業への転換支援 慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援	 有機農業
② 環境価値の創出支援 温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援	 バイオ炭 等
③ 土づくりの面的拡大等への支援 土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援	 堆肥 等

（3）支援対象取組の更新

① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え
② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（5年）までとし、新たな圃場への拡大等を促進

詳細

＜支援対象者＞

下記の支援対象取組を行うみどり法の認定を受けた農業者

＜支援対象取組＞

以下のいずれかの取組を支援対象とする
①有機農業（５年間の支援期間中に有機ＪＡＳ認証を取得）
②環境価値の創出（バイオ炭など温室効果ガスの削減等の民間投資につながる取組）
③土づくりの取組（堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除の取組）
※ ②③については、化学肥料・農薬の５割低減相当の取組を実施

＜支援の考え方＞

従来の取組ごとの転換・拡大時の**「掛かり増しコスト」への支援に加え、「導入リスク」にも対応した支援**を実施する

＜その他の要件＞

・土壌診断の実施
・生産・経営の状況に係るデータの提出

＜農業者の取組の定着・拡大へのサポート＞

みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の定着・拡大に向けた地域のサポート体制を構築

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

【開始時期等】
　新たな水田政策は、令和９年度から開始することを基本とする。
　今後、地方説明会等を実施して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、円滑に開始する。
　ただし、秋播き麦の作付け等、令和９年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、引き続き検討する。

【その他】
○　水田政策の見直しのほか、米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援するとともに、酒造好適米の安定供給に向けどのような支援が必要か検討。また、付加価値向上に向けて、麦・大豆・新市場開拓用米などについて、実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を引き続き支援。

【酒造好適米の安定供給に向けた支援】
＜支援単価＞
　〇円/10a
＜支援対象＞
　酒造好適米特有の課題解決に向けた資材の投入、適期刈取、水管理等の取組を行う農業者
＜その他＞
　酒造好適米生産者が実需者との結びつきを強め、安定取引・安定生産に取り組める体制が構築されるよう、当面の間、
・生産者が実需者との事前契約（６月末まで。契約事項には、年産毎の販売契約数量、作柄等の影響による契約数量の変更に関する事項、取引価格又は取引価格の設定方法、契約不履行時の違約条項等を含む。）を行うとともに、
・生産者と実需者が一体となって、生産者の安定取引・安定生産の確保や、日本酒の販路開拓・付加価値向上等に取り組むとの方針をまとめた酒造好適米安定供給プログラムの作成を行う場合に支援。

詳細

【開始時期等】
・　令和９年度から開始する。
　なお、麦については、令和８年度から既に作業等が始まっているため、７ページ及び８ページの支援は令和10年度から開始し、令和９年度は田における従前の交付金を継続する。
・　支援単価・要件等の詳細について、現場への丁寧な説明を継続して行う。また、各地域・各品目での単収向上等による生産性向上の進捗等を踏まえ、次期基本計画（令和12年度～）の検討とあわせて支援の成果について検証を行い、その結果に基づいて各助成の目的を踏まえた効果的な支援とする観点から必要な見直しを行う。

【米・麦・大豆の種子の安定供給に向けた支援】
○　米・麦・大豆の種子を安定的に生産・供給していく必要があり、都道府県を跨いだ広域連携を含め、全国単位での体制の構築に向けて、
・農業者の生産性向上に繋がる高温耐性品種・多収性品種をはじめとする種子生産の加速化
・種子生産の省力化に資する技術実装
・原原種等の品質向上に必要な施設の整備
などを総合的に支援する。

○　高温耐性や多収性を有する米・麦・大豆等の新品種開発を強化するため、農研機構等が産官学の連携により行う革新的な新品種の開発などを推進する。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方・仕組み
（令和８年６月10日米の安定供給等実現関係閣僚会議決定）

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
水活	主食用米	—	—
	うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討（業務用米）
	非主食用米		生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等	10a当たり定額の単価で支援	
	麦、大豆、飼料作物		
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援（環境直接支払交付金の見直し）
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物　等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	–	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援（中山間地域等直接支払交付金の見直し）
多面的機能支払交付金	–	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援（多面的機能支払交付金の見直し）

見直し後の水田政策

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目・名称	見直し後
田畑の生産性向上に係る直接支払交付金（名称P）	主食用米	—
	うち業務用米 **（米チャレンジ助成）**	当面、単収向上等を支援
	非主食用米 **（米生産性向上助成）** **（米チャレンジ助成）**	生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米・飼料用米 **（米粉生産製造連携特別助成、飼料用米安定確保特別助成）**	
	麦、大豆、飼料作物 **（麦・大豆生産性向上助成、飼料作物生産性向上助成）**	
産地育成交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	
中山間地域等直接支払交付金	–	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援
多面的機能支払交付金	–	地域の共同活動を支援